参考様式第5－1号

8川農第370号
令和8年11月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川俣町長　藤原　一二

市町村名 （市町村コード）	川俣町 （　　07308　　）
地域名 （地域内農業集落名）	山木屋地区 （1区、甲2区、乙2区、3区、4区、5区、6区、7区、甲8区、乙8区、9区）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月9日 （第2回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は福島第一原発事故の避難指示解除後、帰還し営農を再開する農業者や町外からの新規就農者が増え、町内の他地区に比べ担い手が確保出来ている。また、道路沿いの水田については基盤整備が行われ水稲が作付けされている。
水田は耕作を希望している担い手が多いが、現在仮置場となっている水田は地権者への返地が進んでいない状況である。
畑については遊休農地増加と有害鳥獣（サル、イノシシ）の被害が増加しており、その対策が課題となっている。

【地域の基礎的データ】
認定農業者:16名（うち50歳以下3名）、認定新規就農者:2名、団体経営体（法人・集落営農組織等）:3経営体
中山間地域等直接支払制度個別協定:4協定、多面的機能保全組合:1組織
主な作物:水稲、飼料作物、花卉、そば

（2）　地域における農業の将来の在り方

当地区は個人営農者や法人等の担い手が確保できており、現在耕作が行われている農地（水稲・花卉など）については今後も作付を継続していく。仮置場返地後の農地や個人農業者が離農した農地については、地区内で営農している法人へ集積していく。しかし、担い手となる法人については現在人員不足の状況であるため、今後当該法人へ集積するためには、人員を確保していく必要がある。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		641.5　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	641.5　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	－　ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

当面は農用地等面積のすべてを農業上の利用が行われる区域とするが、維持管理及び保全管理が行われる区域については今後具体的な取り組みが検討された際に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し担い手へ集積を行い、地区全体にある遊休地や個人農業者の離農後は、法人へ集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地の貸借については農地中間管理事業の活用を基本とし、地権者の意向を確認した上で契約締結を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
加速化交付金による基盤整備事業(暗渠排水・用排水路)を実施した圃場について、営農する環境が整っていない農地については畦畔を除去する等の簡易的な基盤整備を検討する。 ※加速化交付金基盤整備事業は財産処分期間があるため再整備を要望・検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
福島県農業経営・就農支援センター、福島県県北農林事務所、ふくしま未来農業協同組合、町農業委員会等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
遊休地となっている農地については法人に管理耕作を委託し、営農再開の本格化に繋げる。
(6)遊休農地の解消に向けた取組方針
新たな遊休農地の発生を防止するため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、既に遊休農地となっている農地については国及び県の遊休農地解消に係る各種事業や町の耕作放棄地解消農地整備支援事業等の活用により解消に取り組み、新たな担い手への貸付を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣(サル、イノシシ)の被害が増加しているため、有害鳥獣被害防止対策のワイヤーメッシュ柵及び電気柵の導入を行い、有害鳥獣駆除ハンターの後継者確保と育成を行う。
③水田を中心に担い手への農地集約が進んでいるため、より効率的な農業を実施するためスマート農業を検討する。
⑦未耕作地等は、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用し保全・管理等を行う事で営農再開に繋げる。